

「無電柱化の日」に合わせてパネル展を開催

2017年11月10日(金)～11月24日(金)

札幌第1合同庁舎 1F (南側)

「世界の北海道」を目指して
—北海道総合開発計画—

- 北海道開発局では、「道路の防災性の向上」、「安全で快適な通行空間の確保」、「良好な景観形成や観光振興」の3つの観点から、北海道における魅力ある地域の形成を目指し、道路上から電線・電柱を無くす無電柱化事業を推進中
- 11月10日の「無電柱化の日」に合わせて、北海道における無電柱化の必要性や最新の無電柱化の取組等を紹介し、無電柱化に親しみをもちてもらうためにパネル展を開催

▼パネル全景



▲パネルの設置状況

▼掲示したパネルの一例

電線・電柱を無くし 世界水準の魅力ある 地域の形成に向けて

日常の生活の中でなされてしまっていますが、改めて見ると、道路には、多数の電線・電柱があります。北海道開発局では、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観形成や観光振興の3つの観点から、道路上から電線・電柱を無くす無電柱化を行い、北海道の魅力ある地域の形成に向けて事業を推進しています。

国土交通省
北海道開発局

電線・電柱をどのように無くすのか？

電線・電柱を道路上から無くす方法には、主に3つの方式があります

- ①電線共同架設方式
- ②架設方式
- ③軒下配線方式

北海道開発局

無電柱化の推進に関する法律とは？

目的 (1条)

基本理念 (2条)

国の責務等 (3条)

推進計画 (4条)

基本方針、期間、目標等 (5条)

推進計画の策定 (6条)

推進計画の公表 (7条)

推進計画の見直し (8条)

推進計画の公表 (9条)

推進計画の見直し (10条)

地域が望む合意形成に向けて

現計画は、事業者の視点を中心であり、地域が望む合意形成へ向けて、協議会へ地元代表者のメンバーを含める等の新たな体制を構築

【合意形成を図る体制を新たに構築】

【合意形成の体制】

【合意形成の体制】

【合意形成の体制】